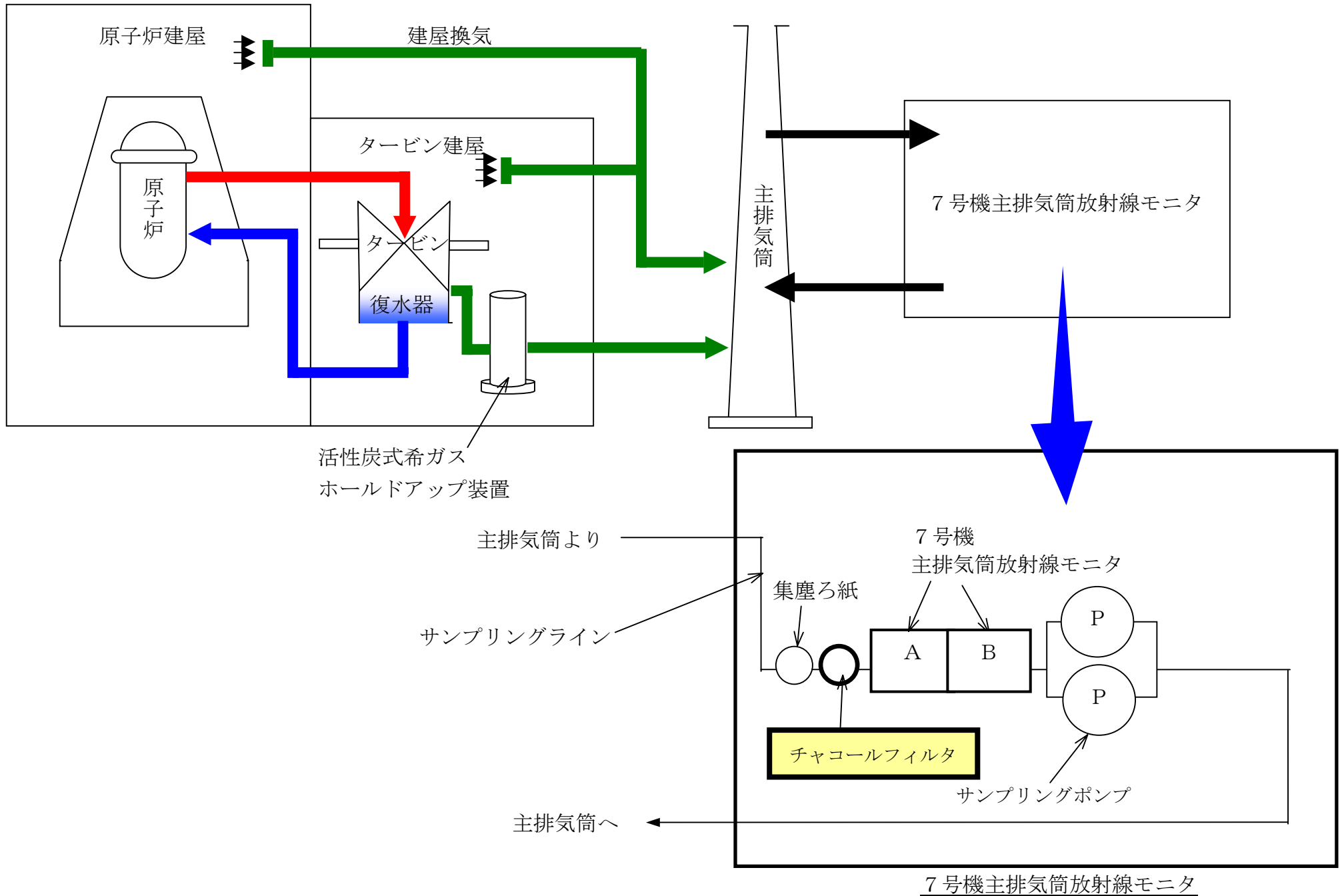


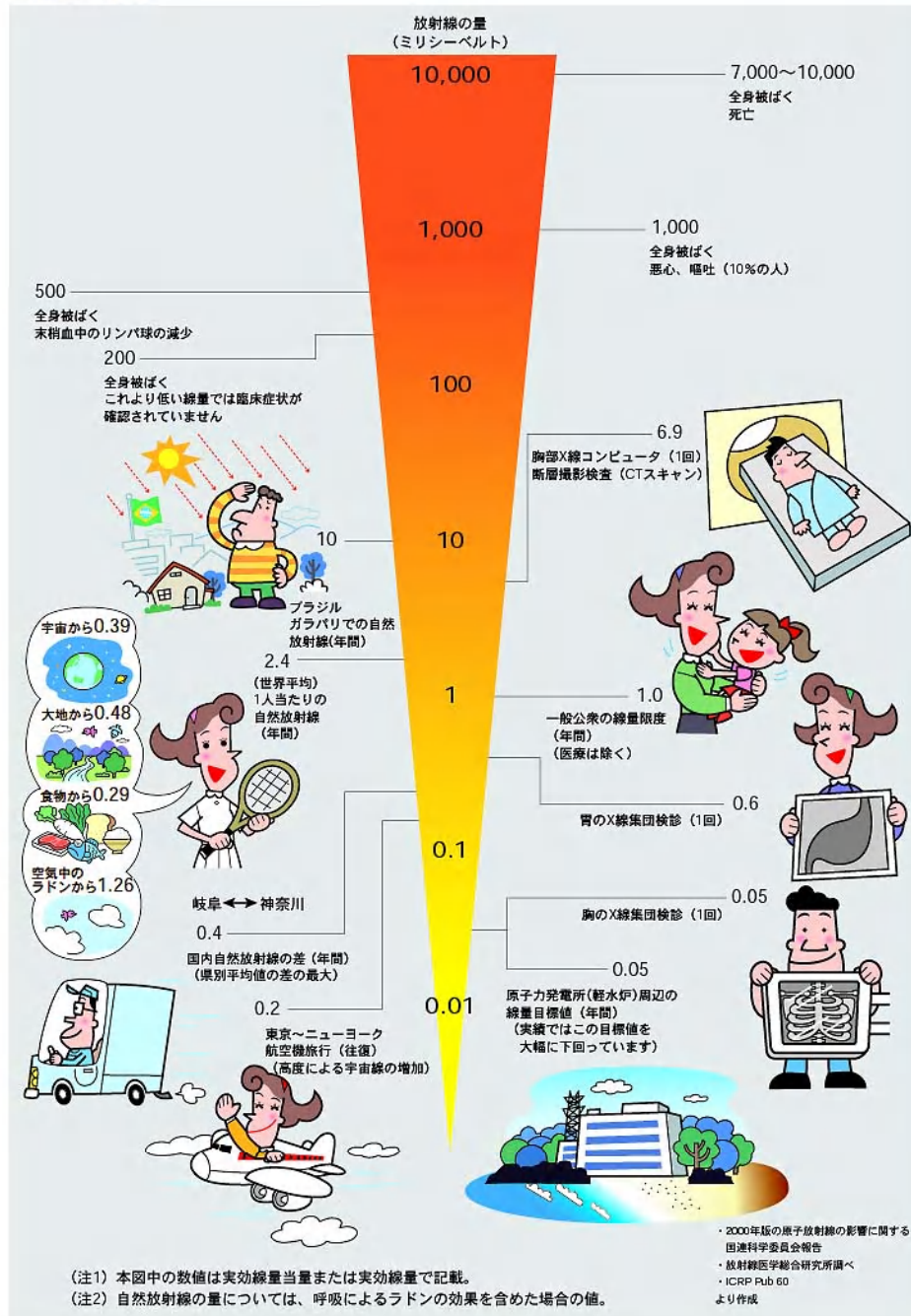
区分：

号機	7号機	
件名	主排気筒からのヨウ素の検出について	
不適合の概要	<p>(事象の発生状況) プラント全体の機能試験を実施中の7号機において、平成21年5月25日午後3時50分頃、主排気筒放射線モニタのサンプリング^{*1}においてヨウ素133が検出(2.0×10^{-8} ベクレル/cm³)されました。 なお、測定指針^{*2}に定められている測定下限濃度は、7×10^{-8} ベクレル/cm³ (今回の測定の検出限界値は 1.4×10^{-8} ベクレル/cm³) です。</p> <p>(評価結果) 当該測定データをもとに周辺監視区域外における濃度を評価したところ、4×10^{-15} ベクレル/cm³であり、この値は空気中の濃度限度 3×10^{-5} ベクレル/cm³ (告示濃度^{*3}) に比べ約70億分の1と極めて低い値です。また、今回確認されたヨウ素から受ける放射線量は、7×10^{-10} ミリシーベルトであり、自然界から1年間に受ける放射線量2.4ミリシーベルトの約30億分の1であり、胸のエックス線検診(1回)で受ける放射線量(0.05ミリシーベルト)と比べても十分低い値です。</p> <p>(外部への影響) 発電所敷地境界に設置され空間線量率を測定するモニタリングポストやダスト放射線モニタ^{*4}の指示値は通常の変動の範囲内であり、周辺環境への影響はありません。</p> <p>*1 主排気筒放射線モニタのサンプリング 保安規定に定めている放出管理目標値が遵守されていることを確認するため、定期的に週一回測定しているもの。</p> <p>*2 測定指針 環境に放出される気体廃棄物および液体廃棄物中の放射性物質の放射線を測定するための標準的な方法を定めた指針。</p> <p>*3 告示濃度 「実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示」(この濃度の空気を1年間呼吸し続けた場合に受ける線量が一般公衆の1年間の線量限度1ミリシーベルトに相当する濃度として定められている。)</p> <p>*4 ダスト放射線モニタ 発電所敷地境界近傍で空気中の塵を連続的に集塵し、含まれている放射能を測定している計測器。</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	<p>< 安全上の重要度 > 安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p>< 損傷の程度 > 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中</p>
対応状況	<p>発電機出力50%到達時に測定した原子炉水のヨウ素濃度測定値に異常がないこと、高感度オフガスモニタおよび排ガス放射線モニタの指示値は通常の変動の範囲内であることから、燃料破損ではないと考えています。 なお、建屋内のエリア毎の放射線量を測定しているモニタ(エリア放射線モニタ、ダスト放射線モニタ) は通常の変動の範囲内です。 今後、原因の調査を実施します。</p>	

主排気筒モニタの概要



日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量

約0.00000000007 (7×10^{-10}) ミリシーベルト